

小牧市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月
小牧市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状 1
- 2 目標 1
- 3 計画の期間 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2～5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて 5～6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、小牧市立学校の教育職員の勤務状況を適切に把握し、心身ともに健康な状態で児童生徒の教育に携わることができるようにすることを目的として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき策定するものである。

小牧市教育振興基本計画で掲げる学校教育に関する基本目標やその目標達成に向けた様々な施策を推進するためには、教職員が心身ともに健康でやりがいをもって職務に専念できる環境整備が必要不可欠である。働き方改革の目的は、教職員の時間外在校等時間を単に削減することが目的ではなく、業務精選と効率化により、子どもと向き合うことや授業改善等、教職員が本来担うべき業務に集中できる環境を生み出すことにある。

(2) 本市の現状

ア 本市では令和元年9月に「小牧市教員の多忙化解消プラン」を策定し、その後、年2回の小牧市教員の多忙化解消推進委員会において、その進捗状況を把握しつつ、多忙化解消の取組を進めてきた。また、令和3年3月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、小牧市立学校管理規則の一部を改正し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

イ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30時間	22.4%	1.6%
中学校	月35時間	31.4%	5.3%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする。

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%未満まで減少させる

【R6-1回目11.4% R6-2回目10.4%】

ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする。(全国平均100)

【R6-1回目87.7 R6-2回目78.7】

エ ストレスチェックにおけるはたらきがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を75%以上にする。

【R6-1回目80% R6-2回目80%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ 毎年度実施する実績評価に基づき、必要に応じて改定

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ パトロールボランティアなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 小学校始業前の児童の居場所づくりについて、教育委員会と市長部局が連携し調査研究を行っていくこととする。

② 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察や市少年センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは、児童生徒の安全確保の必要な場合や事件・事故の未然防止のために必要な場合を除き、原則行わないこととする。
- ・ 生徒指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・ 学校徴収金について、学校徴収金管理システムの活用により徴収・管理事務の負担軽減を図る。
- ・ 学校徴収金について、公会計化または事業者から保護者が直接購入するなどの方法に変更すべきものがないか整理を行う。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、学校地域コーディネーター等が中心となって行うものとする。学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 学校が弁護士等の専門家の助言を受けやすい環境を整備するとともに、学校では対応が困難な事案については、教育委員会が窓口として学校と共に対応する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出され

る調査の回答に係る事務負担の軽減に努める。また、市独自の調査については教育委員会において、事前にその目的や取組内容を十分に精査する。

- ・ 学校事務体制の強化のため、学校事務の共同実施を推進する。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ 当該業務を学校において行う場合は、ＩＣＴを有効活用するとともに、必要に応じて民間事業者のサポートを受ける。

⑧ ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 保守・管理については、教育委員会において外部委託を継続するとともに、日常的な点検業務等については校務主任や事務職員が中心となっていく。

⑨ 学校プール等の施設・設備の管理

- ・ 小学校における水泳授業の民間委託を学校プールの老朽化が進んでいる学校から順に進めることにより、プールの施設・設備の管理業務に係る負担を軽減する。
- ・ 学校プールの清掃については、引き続き業者への委託を行う。

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・ 教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しないように教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 校舎内外の安全点検など安全確認における必要措置や児童生徒への安全指導を行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等が連携・協働することで負担軽減を促進する。

⑫ 校内清掃

- ・ 校内清掃の実施回数や範囲の合理化を図るとともに、学校の職員等が連携・協働することで負担軽減を促進する。

⑬ 部活動

- ・ スポーツ庁及び文化庁が進める部活動改革をふまえ、小牧市小中学校部活動検討委員会で部活動の地域展開についての検討を進める。市長部局と連携し、令和９年度中の休日部活動の地域展開を目指す。平日の部活動については、活動日、活動時間等の適正化を図るとともに、その在り方について検討を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応

- ・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭と学級担任

が連携して実施する。

- ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、学級担任だけでなく教職員等が連携・協働するなど、緊急時の対応を含め、組織的な体制を構築する。

⑮ 授業準備

- ・ 授業で使用した教材や資料等を共有フォルダ等で教育職員が共有し、活用したり参考にしたりすることで、授業準備や資料作成等の効率化を図る。
- ・ 教科担任制の導入や担任間の授業交換により、授業準備の効率化を図るとともに、深い教材研究が行われるようすることで授業の質を高める。

⑯ 学習評価や成績処理

- ・ 校務支援システムの機能を活用することによって、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・ 自動採点システムをはじめ、ICT活用による教育的効果について調査・研究を継続する。

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・ 学校行事の目的を明確化することでその内容を精選するとともに、教職員の役割分担を明確にし、負担軽減を図る。

⑱ 進路指導の準備

- ・ 就職先に関する情報収集等については、労働総合支援サイトの活用やハローワーク等の公的機関の活用を促進する。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 児童生徒やその家庭の状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育相談員、看護師等の専門的な知見を活用しつつ教職員と連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 生徒指導、いじめ・不登校関係の校内会議へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の参加を推進する。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ 応答メッセージにより学校が電話の受信を控える時間帯については、学校や地域の実情をふまえ、見直しを継続する。

エ 新たな機器やソフトの操作研修等の機会を積極的に設け、「G I G Aスコー ル構想の下での校務D Xチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況 を、70%以上にする。【R6 58. 2%】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 11時間を目安とする終業から始業までの勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ 全ての小中学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ ストレスチェックの結果、高ストレス判定を受けた者に対しては、教育委員会が委託している産業医による助言・指導の保健指導を受けるように促すとともに、ストレスの状態に関わらず心身の健康問題を抱えている者に対しては、市の相談窓口を活用するように促す。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して休暇取得を促す。

カ 学校における定時退校日を週1回以上設定し、長期休業等の期間中に7日間の学校閉校日の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、小牧市教員の多忙化解消推進委員会で進捗状況を管理するとともに、定例の教育委員会及び市総合教育会議において報告する。

(2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関との連携を強化する。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その結果を管理職からの月例報告により把握する。その他の目標については年2回のストレスチェックの結果から把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見ら

れるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援、指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、夏季教職員研修等において管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。